

条例案の概要

1 条例の名称

熊本県税条例等の一部を改正する条例

2 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

3 内容

(1) 熊本県税条例の一部改正【第1条】

ア 法人事業税

(オ) ガス供給業のうち、製造事業及び小売事業に係る課税方式を見直す。（第39条、第41条関係）

(イ) 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人に係る法人事業税所得割について、年800万円以下の所得に係る税率を見直す。（第41条関係）

イ 不動産取得税

(オ) 住宅及び住宅用土地の取得に係る特例措置の要件に該当すると認められるときは、不動産を取得した者から申告がなかった場合においても、当該特例措置を適用する措置を講ずる。（第52条、第59条関係）

(イ) 新築住宅を独立行政法人都市再生機構等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長する。（附則第6条の7関係）

(ウ) 土地が取得され、かつ、当該土地の上に特例適用住宅が新築された場合の税額の減額及び徴収猶予について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長する。（附則第6条の7関係）

(エ) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長する。（附則第7条関係）

ウ その他規定の整理を行う。（第39条、第41条、第43条、第52条、第56条、第59条、第63条、附則第6条の3関係）

(2) 熊本県税条例の一部を改正する条例の一部改正【第2条】

地方税法の一部改正に伴い、法人県民税の規定の整理を行う。

(3) この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、(2)は、公布の日から施行する。

(4) 所要の経過措置を定める。(附則第2項、附則第3項関係)